

# 業務指示書

## ミャンマー国地方部農村インフラ整備計画準備調査

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2017年4月26日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第二課 真野 修平 Mano.Shuhei@jica.go.jp

質問に対する回答：2017年5月1日 までに機構ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

### 第4 競争上の条件

#### 1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めらるるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

#### 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

#### 2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

#### 3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

#### 1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

## 2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

( ) 法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

## 3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 以下の者については、競争への参加を認めません。

## 2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 認めません。

( ) 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

## 3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

( ) 業務主任者(総括)については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

#### 4 外国籍人材の活用

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの

・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

#### 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

##### 1 コンサルタントの経験、能力等

(1) 類似業務の経験

(2) 業務実施上のバックアップ体制等

(3) その他参考となる情報

注) 類似業務：農村インフラ開発

##### 2 業務の実施方針等

(1) 業務実施の基本方針等

(2) 業務実施の方法

(3) 作業計画

(4) 要員計画

(5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、30ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

（○）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

業務管理グループを認める案件については、若手加点の対象にすることがあります。具体的には、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点を加点します。

（「第9 プロポーザルの評価」参照） 本案件の取扱いについては、以下のとおり。

（○）若手加点の対象とする。

（ ）若手加点の対象としない。

#### (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

##### 【業務主任者（業務主任／農村開発又は地方インフラ開発）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：農村開発又は地方インフラ開発
- 2) 対象国又は同類似地域：ミャンマー 及び東南・南アジアでの業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
  
- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

##### 【業務従事者：担当分野 橋梁設計】

- 1) 類似業務の経験：橋梁設計
- 2) 対象国又は同類似地域：ミャンマー 及び東南・南アジアでの業務の経験
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 調達事情調査／施工計画・積算】

- 1) 類似業務の経験：調達事情調査／施工計画・積算
- 2) 対象国又は同類似地域：ミャンマー 及び東南・南アジアでの業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

## 第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

### 1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。

その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

### 2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2017年5月12日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）
- (3) 提出先・場所：
  - ・郵送の場合  
〒102-8012  
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル  
独立行政法人国際協力機構 調達部
  - ・持参の場合  
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写7部  
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）  
注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

### 3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

## 第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
  - ( ) 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃(エコノミークラス)又は正規割引運賃(ビジネスクラス)ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。
- なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費(航空賃)
- (2) 旅費(その他:戦争特約保険料)
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- (5) その他(以下に記載の経費)

現地再委託を想定している以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する期間・コンサルタントに再委託して実施することができる。

- ①気象調査 ②地形測量 ③地質調査 ④地盤調査 ⑤水文調査 ⑥社会経済調査

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(MMK1 = 0.082 円, US\$1 = 111.08 円, EUR1 = 119.83 円)

## 第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

- ( ) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、
  - ( ) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。
  - ( ) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期: ~

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: JICA本部(麹町) 会議室

(3) 実施方法:

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) プロジェクト等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- ( ) 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

業務主任／農村開発又は地方インフラ開発  
橋梁設計  
調達事情調査／施工計画・積算

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

12.72 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご注意ください。

(1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

## 2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2017年5月30日(火)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

## 3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

### (1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

### (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点\*
- ⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ

## 第10 その他

### 1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

### 2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

### 3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

### 4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

### 5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

### 6 プロポーザルの作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

#### (1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

#### (2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>「様式」コンサルタント等の調達 業務実施契約

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達管理を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

( ) 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調査）をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調査は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

- ( ) 本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。
- ( ) 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び材の調達から排除されます。

#### 9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご注意ください。

以上

プロポーザル評価表

ミャンマー国地方部農村インフラ整備計画準備調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	9.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	5.00	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(30.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 業務主任/農村開発又は地方インフラ開発	(30.00)	(12.00)
ア) 類似業務の経験	12.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	5.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	6.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	( - )	(12.00)
カ) 類似業務の経験	-	5.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	( )	(6.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 橋梁設計	(10.00)	
ア) 類似業務の経験	7.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	2.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 調達事情調査/施工計画・積算	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	4.00	
エ) その他学位、資格等	4.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00 ]	

## 第2 業務の目的・内容に関する事項

### 1. プロジェクトの背景

ミャンマー連邦共和国（以下、「ミャンマー」という。）では国民の約6割が農業分野に従事し（2011/12年度、国連食料農業機関（FAO））、農林水産業のGDPに占める割合は、27.9%となっている（2014/15年、ミャンマー中央統計局）。農業が主要産業である地方部の開発は遅れており、貧困率は高く（29%、UNDP、2009/10年）、都市部（15%）の約二倍となっている。

地方部の開発における主要な課題として、インフラ整備の遅れが挙げられる。例えば、道路等の未整備により、収穫後の農産物は域内を中心とした販売に限られるなど、経済活動の阻害となっている。また、地方部において安全な水へのアクセスを有する世帯割合は67.3%（2015年、国家地方部給水衛生戦略）にとどまり、健康への影響が懸念されている。

地方部では多くの住民が農業に従事していることから、地方部の開発のためには農業開発が重要であると同時に、農外所得の役割も考慮する必要がある。農業に適した地域については機械化や灌漑施設の改修による農業生産性向上、さらには市場ニーズに対応した生産活動の多様化が求められている。また、農業条件不利地域については、農村道路の舗装化等を通じた地方都市へのアクセス改善による農村部での経済活動（手工業等）の活性化・都市部での就労機会向上等が求められている。更に、両地域とも安全な水へのアクセス向上による生活の質の向上も必要な状況にある。

2016年7月に発表されたミャンマー政府の経済政策では、ビジョンとして国民の融和が掲げられ、地域間のバランスのとれた発展が求められており、地方部の農村インフラの整備を通じて経済的な底上げを行う地方部農村インフラ整備計画（以下、「本事業」という。）はミャンマー政府にとって重要な取り組みとして位置付けられている。

我が国の経済協力方針（2012年）では、支援方針の一つとして「国民の生活向上のための支援（少数民族や貧困層支援、農業開発、地域の開発を含む）」が挙げられている。また、日本政府は、日ミャンマー協力プログラム（2016年11月）で、「地方の農業と農村インフラの発展」を九つの柱の一つに据えており、本事業はこれら方針に合致する。JICAは、これまでに円借款「貧困削減地方開発事業（フェーズ1）」（2013年6月L/A締結）や無償資金協力「カチン州及びチン州道路建設機材整備計画」（2015年10月G/A締結）等で地方部のインフラ整備を実施し、「貧困削減小規模インフラ情報収集・確認調査」（2016年）で農村インフラ整備のニーズを確認している。

チン州で、世界銀行が幹線道路を、アジア開発銀行が農村道路の整備を支援予定であり、シャン州では、ドイツ復興金融公庫が道路整備を支援中であるが、いずれの事業も本事業との重複は無い。

地方部において農村インフラを整備することで、地方部住民の所得向上及び生活の質の向上に資する本事業は、ミャンマーの開発課題・政策及び我が国の経済協力方針と合致し、SDGsゴール1（貧困の終焉）に貢献すると考えられる。また、円借款でインフラ整備を行っている地方都市部と比して事業の経済性の劣る地方農村部においても、人間の安全保障の観点から貧困など個人の尊厳、生命、生活に対する脅威への対応が必要であることから、無償資金協力としてJICAが本事業の実施を支援する必要性は高い。

本調査は、「貧困削減小規模インフラ情報収集・確認調査」（2016年）の調査結果を踏まえ、ミャンマー側より優先協力の要望があったチン州とエーヤワディー地域を対象とした無償資金協力案件形成に必要な情報収集を行うものである。

## 2. プロジェクトの概要

### (1) プロジェクト目標：

地方部住民の所得向上及び生活の質の向上を図るもの

### (2) プロジェクトの成果：

農村インフラ（道路・橋梁、給水、農業機械、灌漑）の整備

### (3) 予備調査を踏まえたプロジェクトの概要：

【施設】農村道路（3村、合計28キロメートル）・橋梁（4村、合計840メートル）、村落給水（31箇所）、小規模灌漑（2箇所）。

【機材】農村道路建設・維持管理機材（1箇所）、農業機械（7箇所）

### (4) 対象地域（サイト）：

チン州、エーヤワディー地域

### (5) 関係官庁・機関

実施機関：農業畜産灌漑省（Ministry of Agriculture, Livestock and Irrigation）  
地方開発局（Department of Rural Development）、農業機械化局（Agricultural Mechanization Department）、灌漑・水利用管理局（Irrigation and Water Utilization Management Department）、農業局（Department of Agriculture）

## 3. 業務の目的

施設については無償資金協力施設・機材等調達方式または施設・機材等調達方式（現地企業活用型）の活用を、機材については施設・機材等調達方式を前提として、プロジェクトの背景、目的及び内容を把握し、効果、技術的・経済的妥当性を検討する。その上で協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模につき概略設計を行い、概略事業費を積算するとともに、プロジェクトの成果・目標を達成するために必要な相手国側分担事業の内容、実施計画、運営・維持管理等の留意事項などを提案することを目的とする。

## 4. 業務の範囲

本業務は、ミャンマー政府から調査要請のあった「地方部農村インフラ整備計画」について、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものであり、原則、現地調査において、JICAがミャンマー側と合意する協議議事録に基づいて実施するものとする。

## 5. 実施方針及び留意事項

### (1) 対象地域

「貧困削減小規模インフラ情報収集・確認調査」では、チン州、シャン州、エーヤワディー地域、タニンダーリ地域の4地域(州)を対象に調査を行ったが、案件監理の観点からミャンマー側実施機関より対象地域の絞り込みの提案を受け、本調査においては、貧困率の最も高いチン州と、貧困人口の最も多いエーヤワディー地域の2地域を対象を絞り調査を行う。

### (2) 現地調査の実施方法

本調査においては、①本プロジェクト実施における調達方針を判断するために必要な情報収集を行うための現地調査Ⅰ、②概略設計の実施、報告書案の作成等に必要な調査、協議、情報収集を行うための現地調査Ⅱ、③報告書案を先方関係者に説明・協議し、基本的了解を得るための現地調査Ⅲの3回の現地調査を予定している。現地調査Ⅰ及びⅢに際しては、JICAから調査団員を参加させることを想定している。なお、工程計画は、例えば、第一回現地調査と第二回現地調査をまとめて実施するなど、9月中旬までに現地調査Ⅱの業務を終えることを条件に、プロポーザルで提案すること。

### (3) 計画内容の確認プロセス及び調達方式の検討

本業務は、我が国無償資金協力として実施することが適当と判断される計画を策定することを目的の一つとしているため、計画内容の策定にあたっては、調査の過程で随時JICAと協議する。なお、特に以下の3つの段階においては、JICAが開催する会議に参加し、内容を確認することとする。

#### 1) 現地調査Ⅰ帰国後

現地調査結果を記述した「現地調査結果概要Ⅰ」を取りまとめ報告する。また、設計・積算方針会議Ⅰにて、主要対象施設に求められる施設仕様(施設グレード)案、想定される調達ロット案について協議、確認する。

#### 2) 現地調査Ⅱ帰国後

現地調査結果を記述した「現地調査結果概要Ⅱ」を取りまとめ報告する。また、設計・積算方針会議Ⅱにて、基本的な計画・設計の方向性、本事業への現地企業活用型の適否も含めた調達方式を協議、確認する。

#### 3) 現地調査Ⅲ派遣前

計画の内容を取りまとめた「準備調査報告書(案)」に基づき、計画内容を確認する。

現地調査Ⅱ及びその後に行う国内解析Ⅱの結果を踏まえ、現地調査Ⅲ以降の計画の見直しを必要に応じて行う事とする。

### (4) 施設・機材等調達方式(現地企業活用型)における留意点

仮に施設・機材等調達方式(現地企業活用型)を適用する場合の留意点は以下の通り。

- 1) 本事業の施設部分については、被援助国に登録されている企業を対象とした一般競争入札を想定し、コンサルタントが現地における入札、現地企業との契約・支払い支援、施工監理、調達監理等を行うことを前提に実施体制を検討する。案件

の設計・積算を行うにあたり、特に現地企業の施工能力（技術面・施工管理面・経営面）を十分に確認し、設計方針会議において現地企業活用型の適用可否を決定する。被援助国に案件を実施することができる施工業者が存在しない等、技術的に被援助国の企業のみでの実施が困難と想定される場合には、その周辺国等第三国の施工・調達業者を含めることを検討する。

- 2) 施工監理体制については、先行案件の教訓・好事例についても分析・反映の上、経済的、技術的に適切な体制を提案することとする。なお、それら提案に際しては、コスト縮減にも十分留意する。旧コミュニティ開発無償案件での教訓（低品質や現地企業の財務状況等に起因する工期遅延等のリスク）を踏まえつつ、現地企業を施工企業とする場合に生じうる特有のリスクへの対応を検討する。入札公示から契約までの手続き、工期遅延、契約解除等の懸念が生じた場合の法務面の対応について先方実施機関の実施体制を確認し、弁護士又は調達アドバイザーの配置の必要性を検討する。また、プロジェクトの実施における4者協議（先方政府実施機関、コンサルタント、現地企業、JICA）、3者協議（先方実施機関、コンサルタント、現地企業）の実施を検討する。
- 3) 施工計画（施設建設の調達・入札計画）については、先方実施機関の事業実施能力（調達・契約管理能力、他事業の実施状況）も考慮したうえで、調達ロット数、調達ロットごとの調達・施工実施時期を検討することとする。調達・施工実施時期については、可能な範囲で、同一時期に実施時期が集中しないような方策を検討することとする。
- 4) コンサルタントによる現地企業の施工管理支援（建設資機材の調達計画策定支援、施工図、製作図作成支援等）の必要性について検討する。なお、原則として、施工管理能力を有する現地企業が関心を持つ地理的範囲内で案件形成を行うこととし、必要に応じて「貧困地域小規模インフラ情報収集・確認調査」で選定したサブプロジェクトの変更も検討する。

#### （5）プロジェクト対象サイト選定に係る調査方針

「貧困削減小規模インフラ情報収集・確認調査」では、農業開発地区とベーシックヒューマンニーズ充足地区と二つの区分を付けて対象地区（Town ship）を選定しているものの、本調査においては、これら区分を設けず、エーヤワディー地域・チン州における同情報収集・確認調査の対象となった全ての地区（6か所の村落）を所得向上・生活改善の観点でレビューし<sup>1</sup>、対象Town shipの優先順位付けを行う。農業ポテンシャルが小さい地域においても、例えば道路整備の結果、茶や織物など特産品のマーケットアクセスが改善し所得向上につながるなど、事業の結果として所得が向上する蓋然性を確認する。対象地区によって所得向上と生活改善の比重が異なっても良い。

#### （6）サブプロジェクト選定に係る調査方針

先行する「貧困削減小規模インフラ情報収集・確認調査」でサブプロジェクトを開発ニーズの観点から選定済みであるが、本調査においては、現地調査I・IIにおいて全てのサブプロジェクトのサイトを踏査し、サブプロジェクトの計画に必要な情報を収集するとともに、現地企業の施工能力等、案件としての実現可能性

---

<sup>1</sup> 雨季の期間中、安全面で調査困難な地域は、調査対象から除くことも検討しうる。

等の観点からも情報を収集の上、必要に応じて対象候補サイトの変更も含めてサブプロジェクトの内容を検討する。なお、村落給水については、既存水源が存在、または確認されているサイトではない場合は、本事業のサブプロジェクトには含めないこととする。

#### (7) サブプロジェクトの優先順位の確認

無償の実施段階にあたっては、E/N後の積算・入札結果により計画コンポーネントの一部が実施できない可能性もあるため、スコープ限定のリスクについてミャンマー側と十分に協議を行った上でサブプロジェクトの優先順位を確認する。

#### (8) サブプロジェクトの施設仕様（グレード）に係る調査方針

サブプロジェクトの施設仕様については、類似プロジェクトにけるミャンマー国、他ドナーが適用している標準設計・施設仕様、日本の設計基準で想定される施設仕様等を参考に、本事業で要求・必要とされる施設仕様を提案する。ミャンマー国が適用している標準設計が適応できないと判断される施設については、現地標準設計・施設仕様との相違点、施工時の品質管理における留意点について明確にすること。道路については、山岳地での地滑り・法面对策工、軟弱地盤対策工が必要と判断される場合には、対象対策工についても上記検討に含めることとする。

なお、2案件に切り分ける場合の案件の枠組みについては（どのような分け方が想定されるか）、プロポーザルにて提案をする。プロポーザルには、施工監理の容易性、費用的な効率性の観点からの検討も含め、対象全地区・全サブセクターを1案件とする場合との比較も含めて提案すること。

#### (9) 複数地域、小規模複数ロットでの監理体制

本事業は、地理的に分散した複数の地域・州を対象に複数のセクターのサブプロジェクトを行うことから契約が小規模複数ロットになることが想定される。本事業においては現地企業活用型を選択する場合には、コンサルタントには、現地における入札、現地企業との契約・支払い支援、施工監理、調達監理等の業務が求められる中で、上記の背景に留意し、事業管理可能な範囲の事業計画を立案する。必要に応じて対象地区、対象サブセクター等で切り分けて2案件に分けて実施するなど、現実的な案件の枠組みを検討・提案する。

#### (10) 複数部局が関与する際の農業畜産灌漑省内の事業実施体制

本事業は、農業畜産灌漑省の複数部局が関連し、また、各部局の中央と地方事務所が関連するため、部局間、中央・地方政府間の調整方法を念頭にコンサルタント契約、Authorization to Pay (AP)、Banking Arrangement (BA)、Import License、免税手続き、支払い手続き等の無償資金協力に係る諸手続きの執行体制について確認する。原則として、各部局が所掌セクター分の事業実施（契約等事務を含む）を個別に執り扱うが、コンサルタント契約については、全ての部局が共同で1つの契約等事務を行うため、農業畜産灌漑省内で契約、AP、支払等の手続きを行う体制については、特に注意して検討する。

#### (11) 報告書・提出物等の作成方針

報告書・提出物等の作成においては「無償資金協力に係る報告書作成のためのガイドライン」（2015年4月改訂版）（以下、「無償報告書ガイドライン」という。）に従う。

#### （12）環境社会配慮

本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）に掲げる道路・橋梁・農業セクターのうち大規模なものに該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断され、かつ同ガイドラインに掲げる影響を及ぼしやすい特性及び影響を受けやすい地域に該当しないためカテゴリBに分類されている。JICA「貧困削減小規模インフラ情報収集・確認調査」において、本件実施による住民移転及び用地取得が発生しないことが確認されてはいるが、本調査を通じて、ミャンマー政府の定める環境社会配慮にかかる許認可手続きについて調査し、自然環境・社会環境への影響予測と評価、代替案・緩和策の検討、環境管理・モニタリング計画の提案、ステークホルダー協議の開催支援を行う。

#### （13）所得向上支援

本事業は、全てのサブプロジェクトにおいて所得向上と生活改善の双方を事業効果と位置付け、対象村落に複数の農村インフラの集中投入を行い、事業効果を目に見える形で発現させることを目標としている。事業目的に所得向上を含むため、各地域の所得向上の道筋を明らかにしたうえで、所得向上につながる農村開発（農業のみならず、非農業も含む）のソフト支援の組み合わせを検討する（農業局との連携、NGO連携、コミュニティ開発隊員（青年海外協力隊）など）。その際、「シャン州北部地域における麻薬撲滅に向けた農村開発プロジェクト」の取り組みを参照する。

#### （14）チン州の施設建設サブプロジェクト

チン州については、渡航2週間前にミャンマー政府に渡航許可申請を提出する必要があるが、円滑な施工監理に支障が生じるリスクがある。また、雨季の山岳地域の移動が危険となるリスクがある。現地調査Iにおいては、これらリスクへの対処可能性を検討の上、チン州における施設建設を本案件に含めるか否かの検討を行う。

#### （15）過去の農村開発案件の教訓の反映

調査にあたっては、開発効果を最大化し、開発による負の影響（例えば、消費の増大による個人債務の増加など）を最小化するための配慮を行う必要があるとの観点から、過去に行われた農村開発を目的としたインフラ整備案件の教訓を確認し、必要に応じて案件の枠組みに反映することとする。

#### （16）本事業の出口戦略について

本事業の取り組みをパイロットモデルとして、事業終了後にミャンマー政府自身により「複数部局の連携による農村インフラ整備」が行われるよう、協力準備調査を通じて先方政府との協議を深め、例えば、緬政府の計画策定能力支援等のソフトコンポーネントを検討する、将来財政支援型無償資金協力での事業実施を可能とするための道筋を検討するなど、今後の展開を提案する。

#### （17）各コンポーネントの想定されるスペック

道路コンポーネントについては、舗装幅 3.6m 以下のコンクリート舗装または浸透式マカダム舗装を想定。橋梁については、30m 程度の鉄筋コンクリート橋を基本とするが、チン州において 250m の橋梁が 1 か所想定されている。給水については、取水堰、配水池、配管（チン州）、及び鉄筋コンクリート構造の給水槽（エーヤワディー地域）を想定。灌漑は、木製の既存固定堰のコンクリート堰への変更（チン州）、及び灌漑水路の浚渫・河川の浚渫（エーヤワディー地域）を想定。

## 6. 業務の内容

### <国内事前準備>

#### (1) インセプション・レポートの作成

JICA「貧困削減小規模インフラ情報収集・確認調査」等の分析・検討を行い、プロジェクトの全体像を把握する。併せて、調査全体の方針・方法を検討した上で、現地調査項目を整理し、調査計画を策定する。

上記の作業を踏まえて、インセプション・レポート、質問票を作成する。

### <現地調査 I >

#### (2) インセプション・レポートの説明・協議

JICA が派遣する調査団員と協力し、インセプション・レポート（調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項、我が国無償資金協力制度等）を先方政府関係者に説明し、内容を協議・確認する。

#### (3) プロジェクトの背景・経緯の確認

- 1) ミャンマーにおける地方開発・農村インフラ整備に係る上位計画（中央レベルだけでなく、州・地域レベルでの開発計画の有無も）を確認する。
- 2) ミャンマーにおける地方開発・農村インフラ整備の現状と課題を調査し、本事業サブプロジェクトの位置づけ・重要性を確認する。なお、対象地域・州については、貧困率を重視して選定したことから、各サブプロジェクトにおいても、貧困削減の観点からの重要性を合わせて確認する。
- 3) 本事業の正式要請について、ミャンマー政府による手続きを支援する。
- 4) ミャンマー政府予算の事業や他ドナーによる支援を含めた対象地域・州の農村インフラ整備事業の進捗状況、今後の計画を確認する。

#### (4) 事業の実施体制の確認

事業実施機関である農業畜産灌漑省及び地方政府関連部局の組織・権限・人員構成や近年の予算・事業実施状況、調達・契約管理能力、技術水準等を調査し、本事業の実施機関として、その体制に問題がないか、また、事業実施上の実施機関内（各部局間）の役割について確認する。

#### (5) 候補サイト状況調査

「貧困削減小規模インフラ情報収集・確認調査」で選定されたサブプロジェクトの妥当性の再確認及び必要に応じた代替案策定のために必要な現地調査を行う。

- (6) 現地企業、現地コンサルタント、調達事情に係る調査 1
- 1) コミュニティ開発無償による小規模インフラ整備、円借款による小規模インフラ整備における現地企業の活用、他ドナーによる小規模インフラ整備における現地企業の活用等、ミャンマー政府の事業における現地企業の活用等について、調達実績、施工実績、実施上の課題や教訓等の情報収集を行う。
  - 2) 本プロジェクトで現地企業を活用する場合の免税措置、免税対象となりうる事業・団体の種別、税の種類、免税に係る具体的な手続きについて情報収集を行う。
  - 3) 対象国におけるコンサルタント・施工業者に係る登録制度、ランク・カテゴリー区分、対象国政府又はドナーによる同種の規模・内容の工事の入札参加資格に関し、情報収集を行う。特に、登録制度及びランク・カテゴリー区分については、審査・評価基準、登録の更新頻度、同一ランク・カテゴリーに区分される企業数等について情報収集を行う。また、対象国政府又はドナーの同種の工事については、工期及びコストに関する実績について聞き取り調査を行い、本事業で設定すべき入札参加資格の検討を行う。
  - 4) ミャンマー国政府における公共調達の実施主体・手続決裁過程、入札公示から契約までの標準期間等について、対象国における法制度上の根拠も含め、情報収集を行う。他ドナーにも聞き取り調査を行い、入札から契約までに要するプロセス・期間に係る検討を行う。契約において現地企業が提出を求められる各種保証について、保証の種類、発行主体、回収に要する手続き・期間等をリストアップする。また、ミャンマー国における公共調達制度を基に、本事業の入札から契約までのプロセスで留意事項があれば取り纏める。
  - 5) 先方実施機関に対し、官団員による本プロジェクトにおける現地企業等に対する資金支払方法の説明（現地企業契約分の資金決済については、「トランスファー方式」を活用すること、そのための仕組みの詳細等）を支援し、実施段階における留意事項等を取りまとめる。

#### <国内解析 I >

##### (7) 調達方式の検討

現地調査 I の結果を踏まえて、現地調査 I 帰国後 30 日以内を目途に設計・積算方針の要約を現地調査結果概要 I として取りまとめ、設計・積算方針会議において説明を行う。

- 1) 想定されるプロジェクトサイト、サブプロジェクトの整理
- 2) サブプロジェクト（対象施設）に要求される仕様・グレードの検討・提案
- 3) 現地企業活用方式を前提に、サブプロジェクトについて、工事内容、地理的  
施工条件、先方国側事業実施体制を鑑み、合理的と判断される代表的な調達  
ロット案の検討・提案。

#### <現地調査 II >

##### (8) サイト状況（自然条件、社会経済条件、等）調査

###### 1) 自然条件調査

本調査にて行う設計、施工計画、積算について必要な精度を確保するため、サブプロジェクト予定サイトにおいて、以下に示す自然条件調査は、現地再委託に

て実施することを認める。

	道路	橋梁	給水（管水路、給水槽）	灌漑
気象調査		○		○
地形測量	○	○	○	○
地質調査	○	○	○	○
地盤調査	○	○		
水文調査		○		○

具体的な自然条件調査の細目（調査項目、調査内容、仕様、数量等）については、コンサルタントがプロポーザルで提案することとする。また、上記項目以外に必要だと判断される自然条件等の調査が考えられる場合は、併せてプロポーザルで提案することとする。

## 2) 社会経済調査

全てのサブプロジェクトサイト（10村落）で、現地踏査し、世帯所得水準（含む出稼・仕送り収入）等のベースライン値の収集や、事業目標である所得向上・生活改善につなげるためのソフトコンポーネント検討のために必要な各種情報の収集を目的とした社会経済調査を実施する。本件については、現地再委託にて実施することを認める。

### (9) 現地企業、現地コンサルタント、調達事情に係る調査 2

- 1) 先方実施機関に対する聞き取り調査等をもとに、本プロジェクトで想定される規模・内容の工事を受注して実施しうる現地企業をリストアップし、同企業に関し、過去3年間の売り上げ、過去5年間の施工元請けとしての受注実績、過去5年間の本事業と類似した（同類の施設仕様を含む）工事の実績（対象工事の契約変更回数、当初契約と最終契約の履行期限情報も含めること）、過去5年間のドナーの建設工事の受注実績、品質管理試験の実施能力・実績、大型トラック・給水車・コンクリートミキサー・発電機等の機材の保有状況、従業員数、構成、前払保証、履行保証等における銀行保証の取得可否、US\$、ユーロ建て契約の対応能力等について情報収集を行う。工事の受注実績に関しては、対象工事の契約変更の回数、当初契約における履行期限と実際の竣工日、前払保証、履行保証を行っていた場合には、保証対象となっていた金額についても確認すること。また、過去3年間の財務諸表の収集等により現地企業の財務状況を把握し、本プロジェクトの実施における契約条件（支払回数、マイルストーン方式又は出来高方式）の検討を行う。先方実施機関等への聞き取り調査、現地企業により施工された建設物の訪問調査を行い、リストアップした現地企業が本事業で想定される規模の工事を受注して実施できる能力を有するかを総合的に検討する。リストアップする現地企業数は、全体で11社程度（村落レベルのサブプロジェクト数（除く農業機械））を目安とするが、本プロジェクトの実施におけるロット数等を考慮して、リストアップする現地企業数等を決定する。
- 2) 対象国における現地コンサルタント事情（会社数、業務内容、要員、技術力、資金力、費用など）を確認する。

- 3) 資機材・労務、資機材の輸送ルート等の調達事情を確認する。特に、機材については、機材の原産国、調達先（現地、第三国調達、本邦調達）、調達方法、調達価格、搬入ルート・手段、免税・通関手続き等について調査し、現地調達事情を考慮した機材を選定する。また、スペアパーツ等の原産国、調達先、価格、アフターサービスの内容、保守契約を概略設計に含める必要のある機材、補償契約の内容等を考慮し、調達方法の検討を行う。
- 4) 入札公示から契約までの手続、工期遅延、契約解除等の懸念が生じた場合の法務面の対応に係る先方実施機関の実施体制を確認し、本事業における弁護士及び調達アドバイザーの配置の必要性を検討する。弁護士及び調達アドバイザーの配置が必要と判断される場合には、業務内容・配置期間等に係る仕様書を検討し、配置における留意事項を含め、取りまとめる。

#### (10) 施工計画調査

当該国での設計・建設行為の許認可に係る法令の詳細を確認し、本計画実施にあたり必要となる許認可申請のスケジュール、関連省庁、申請書類の内容、必要経費等を確認し、関係省庁と協議する。

#### (11) プロジェクトの維持管理計画

本事業終了後に整備拡充された施設・機材の維持管理体制（組織、人員とその能力、業務所掌、収入源、会計管理制度等）を確認し、施設の規模、事業目的等に照らしてその妥当性を検討する。

#### (12) ソフトコンポーネント計画

ミャンマー側と協議の上、運営面での支援（ソフトコンポーネント）の必要性の有無を検討し、必要性が認められた場合には、ソフトコンポーネント計画を作成する。ソフトコンポーネントについては「ソフトコンポーネント・ガイドライン(2010年版)」を参照する。

なお、事業目的である所得向上につなげるための生計向上支援の観点で、ソフトコンポーネントに含めるとは限らないが、NGOとの連携、ミャンマー政府の農業局との連携等の可能性を検討する。その際、「シャン州北部地域における麻薬撲滅に向けた農村開発プロジェクト」の取り組みを参照する。

#### (13) 相手国側負担事項の整理

相手国側負担事項（用地確保、便宜供与、各種建設許可の取得、道路ユーティリティ（支障物件）の移設、交通規制、環境社会配慮に係る手続き等）のプロセス、実施のタイミング、各手続きにおける関係省庁を明確にし、その着実な実施を相手国政府に要請し、個別に書面にて確約を取り付ける。これら調査の結果は無償資金協力として事業を実施する際の相手国負担事項としてミニッツに記載され、実施のタイミングや予算の概算と共に事業実施時の相手国負担事項の根拠となる。なお、この情報はDD時にさらに精査・更新されていくものである。無償資金協力事業では免税が原則であるため、免税措置がどの役所によって、どのような手続きで行われるか等について詳しく調査する。具体的には、①法人の利益・所得に課される税金（法人税等）、②個人の所得に課される税金（個人所得税等）、③資機材の輸入に課される税金や諸費用、

④付加価値税(VAT等)、⑤その他、当該事業実施において関係する主要税目を対象に、それぞれ当該国における名称、税率、計算方法、根拠法等をまとめた上で、各税目について、受注企業が免税(または事後還付)を確保するために必要な手続き(申請先、手順、所要期間等)について調査する。過去に免税措置に関する問題があった場合は、その理由を詳しく調査する。

免税情報は現地 JICA 事務所にて蓄積していくことが望ましいために、調査開始時点で JICA 事務所と協議し、JICA 事務所が有する情報の確認と情報アップデートについて JICA 事務所と合意する。調査終了時には必ず JICA 事務所へ報告する。

なお調査結果については所定の様式(免税情報シート)にまとめ、調査報告書に添付すること。

#### (14) 環境社会配慮

1) 「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月)(以下、JICA 環境ガイドライン(2010年4月))に基づき、環境社会配慮面から代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案の作成を行う。報告書の作成においては、「カテゴリB案件報告書執筆要領」に基づくこととする。また、相手国等と協議の上、調査結果を整理する形で、JICA 環境ガイドライン(2010年4月)〈参考資料〉の環境チェックリスト案を作成する。

2) 環境社会配慮に係る主な調査項目は、以下のとおり。

(ア) ベースとなる環境社会の状況の確認(汚染対策項目、自然環境、自然保護・文化遺産保護の指定地域、土地利用、先住民族の生活区域及び非自発的住民移転・用地取得等を含む社会経済社会状況等に関する情報収集。特に汚染対策等に関しては、既存の有効な定量的データ等がない場合、必要に応じて現地での測定に基づくデータ収集も含む。)

(イ) 相手国の環境社会配慮制度・組織の確認

① 環境配慮(環境影響評価、情報公開等)に関連する法令や基準等<sup>2</sup>

② JICA 環境ガイドライン(2010年4月)との乖離及びその解消方法

③ 関係機関の役割

(ウ) スコーピング(検討すべき代替案と重要な及び重要と思われる評価項目の範囲並びに調査方法について決定すること)の実施

(エ) 影響の予測

(オ) 影響の評価及び代替案(「プロジェクトを実施しない」案を含む)の比較検討

(カ) 緩和策(回避・最小化・代償)の検討

(キ) 環境管理計画(案)・モニタリング計画(実施体制、方法、費用など)(案)の作成

(ク) 予算、財源、実施体制の明確化

(ケ) ステークホルダー協議の開催支援(実施目的、参加者<sup>3</sup>、協議方法・内容等の検討)

<sup>2</sup> JICA 環境ガイドライン上、環境カテゴリがB、CもしくはFIであり、相手国法によりEIAの承認が義務付けられている事業について、JICAが事業を行うことになる場合には、その事業の審査までに承認されることの必要性を協力準備調査で説明し、同承認作業が早期に行われるよう働きかける。

<sup>3</sup> 女性、子ども、老人、貧困層、少数民族、障害者、マイノリティなど社会的に脆弱なグループ

3) 「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月)及び世界銀行セーフガードポリシーに基づき、大規模ではないが住民移転が生じる場合、若しくは用地取得が生じる場合には簡易住民移転計画案の作成を行う。簡易住民移転計画案に含まれるべき内容は、以下(ア)～(チ)のとおり。具体的な作成手順・調査内容・方法については、世界銀行 Involuntary Resettlement Source Book Planning and Implementation in Development Projects も参照する。また、報告書の作成においては、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領」に基づくこととする。簡易住民移転計画案を策定するために実施した、社会経済調査(人口センサス調査、財産・用地調査、家計・生活調査)、再取得価格調査、生活再建対策ニーズ調査等の関連調査結果も JICA へ提出する。

本事業のためにすでに用地取得あるいは住民移転が行われた土地がある場合、その過程での住民協議方法や補償水準について確認の上、「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月)と乖離がある場合、その解消策を提案する。

- (ア) 用地取得・住民移転(所有する土地や構造物への影響により主たる生計手段を失う経済的移転を含む)・樹木や作物の伐採等の必要性
- (イ) 事業対象地の全占有者を対象とした人口センサス調査、財産・用地調査結果
- (ウ) 事業対象地の占有者の最低 20%を対象とした家計・生活調査結果
- (エ) 損失資産の補償及び生活再建対策の受給権者要件
- (オ) 再取得価格調査を踏まえた、再取得費用に基づく損失資産の補償手続き
- (カ) 生活再建対策ニーズ調査結果を踏まえた、移転前と比べ、受給権者の家計・生活水準を改善、少なくとも回復させるための生活再建対策
- (キ) 苦情処理を担う組織の権限及び苦情処理手続き
- (ク) 住民移転に責任を有する機関(実施機関、地方自治体、コンサルタント、NGO等)の特定及びその責務
- (ケ) 損失資産の補償支払完了後、物理的な移転を開始させる実施スケジュール
- (コ) 費用と財源
- (タ) 実施機関によるモニタリング体制、モニタリングフォーム
- (チ) 社会的弱者<sup>4</sup>や移転先住民にも十分配慮した形で、住民移転の計画立案から実施を通じて住民参加を確保するための戦略を作成する。当該戦略には、ステークホルダー分析、初期設計代替案に関する住民協議、社会経済調査を通じた個別世帯への事業説明、鍵となる人物へのインタビュー、社会的弱者等とのフォーカスグループディスカッション、補償方針を含めた住民移転計画案に関する住民協議、移転情報冊子の配布、移転住民の参加を確保した実施・モニタリング体制が含まれることが望ましい。なお、案件形成段階の住民参加を確保するための戦略については、実際に、住民説明・協議の開催支援を行う。また、住民説明・協議を開催した場合は議事録を作成し、得られた意見については住民移転計画へ如何に反映したかも記載する。

#### (15) 施工時の安全対策に関する検討

---

に配慮したステークホルダー協議が行われるよう支援する。

<sup>4</sup> 女性、子ども、老人、貧困層、少数民族、障害者、マイノリティなど社会的に脆弱なグループに配慮したステークホルダー協議が行われるよう支援する。

「ODA 建設工事等安全管理ガイドンス」（2014 年 9 月）（以下、「安全管理ガイドンス」）の趣旨を踏まえて業務を行う。具体的には、ミャンマー国での最近の既往調査報告書等や JICA 事務所からミャンマー国での安全対策にかかる情報収集を行い、相手国政府から入手（あるいは相手国政府に確認）すべき工事安全及び労働安全衛生に関する法律・基準を特定した上で現地調査を実施し、調査にて入手・確認した内容を報告書に記載する（もしくは別添資料として調査報告書の添付資料としてまとめる）。

施工計画の策定に際して、工事中の安全確保について、安全管理ガイドンスの安全施工技術指針及び収集したミャンマー国の工事安全、労働安全衛生に関する法律・基準に留意するとともに、最近の既往調査報告書等によりミャンマー国の他案件の事例も踏まえたうえで必要な安全対策を概略設計に反映するものとする。必要に応じてミャンマー国で施工経験のある施工業者からのヒアリングも実施する。

なお、施工時の安全対策に関する情報は JICA 事務所にて蓄積していくことが望ましいため、現地調査開始時点で JICA 事務所と協議し、相手国政府から入手（あるいは相手国政府に確認）が必要な情報について JICA 事務所に確認・合意する。また、現地調査終了時には必ず JICA 事務所に報告を行う。

## <国内解析Ⅱ>

### （16）プロジェクト内容の計画策定

上記調査及び JICA との協議を踏まえ、協力対象事業の計画策定（概略設計、機材仕様書（案））を行う。現地調査Ⅱ帰国後 30 日以内を目途に設計・積算方針の要約を取りまとめ、設計・積算方針会議において説明を行う。計画策定には最低限以下 1）から 5）の項目を含めるものとする。本事業で施設・機材等調達方式（現地企業活用型）による実施を想定する場合は、対象サイトの数・分散度合・アクセス等の本事業の実施上のリスクを総合的に勘案し、協力対象事業の計画策定（概略設計）を行う。

なお、設計にあたっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（施行版）」を参照して設計総括表を作成し、JICA に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

#### 1）調達方式の検討

本邦企業を想定した施設・機材等調達方式による実施に必要な留意点（実施体制等）を整理する。また、本プロジェクトに現地企業あるいは第三国企業を活用することの実現可能性・妥当性について判断し、現地企業活用型による実施が可能と判断する場合には、必要となる留意点、及び E/N や G/A の規定事項に影響する現地企業の範囲について整理する。

#### 2）計画・設計の基本方針

自然環境条件や現地建設事情、施工後の維持管理等についての対応（設計）方針を整理し、併せて設計基準を設定する。

#### 3）基本計画（施設、機材の基本的仕様）

上記を踏まえ、本事業として計画・設計される事業内容の基本計画を検討する。また、本計画施設の整備及び機材調達方法については、施工及び維持管理に係るコスト等を勘案し複数の代替案を設定した上で最適案を提示する。

#### 4）概略設計図

#### 5）施工計画

施工監理拠点からサイト地までのアクセス状況、役務・資材等の調達事情、自然状況の影響、施工・労務関係法規等を勘案し、適切な施工体制、監理体制、工程計画（工法、工期、入札ロット分け）、品質管理計画（品質基準の確保方法、資材毎の品質確保のための確認方法等）を作成する。

- ・ 施工・調達方針
- ・ 施工上の留意事項
- ・ 施工区分／調達・据付区分（先方負担工事との区分）
- ・ 施工監理方針・計画／調達監理計画
- ・ 資金管理計画
- ・ 品質管理計画
- ・ 資機材等調達計画
- ・ 初期操作指導・運用指導等計画
- ・ 実施工程

なお、現地企業活用型の場合は、旧コミュニティ開発無償と異なり調達代理機関を介さない形での資金決済を適切に行うため、事業進捗に応じた無償資金計画策定支援や請求・支払業務支援を実施監理業務の一環として検討し、資金管理計画に反映する。

#### 6) 機材調達計画

#### (17) プロジェクトの概略事業費

事業及びその中で我が国無償資金協力の対象として計画する「協力対象事業」の概略事業費を積算する。積算にあたっては、同積算の結果が無償資金協力の事業費算定の根拠となることを踏まえて、調査・設計の妥当性をよく検討し、資料の欠落や過誤・違算を防止するとともに、過不足のない適正なものになるよう留意すること。

積算にあたっては、「協力準備調査設計・積算マニュアル（施行版）」を参照し、積算総括表を作成の上で機構に対しその内容を説明し、確認を得ることとする。

##### 1) 準拠ガイドライン

積算にあたっては、上記マニュアルの補完編・機材編（2016年4月）を参照すること。なお、現地もしくは第三国業者を活用する場合の積算にあたっては「施設・機材整備方式（現地企業活用型）無償資金協力案件に係る概略事業費積算マニュアル（施行版）」（2015年11月作成）に基づき積算を行う。

##### 2) 概略事業費にかかるコスト縮減の検討

概略事業費の算出にあたっては、コスト縮減の可能性を十分に検討すること。

##### 3) 事業費等のドナー比較

事業費については、その妥当性を確認するため、他ドナー等が実施した類似案件についての以下を含む情報を入手する。

ア) 実施時期

イ) 事業費（総事業費及び内訳）

ウ) 概略の仕様

エ) 入札方法（PQ基準、国際入札／国内入札等）

オ) 契約条件（総価方式／BQ方式、支払い条件（履行保障の有無等）等）

カ) 施工監理方法（品質管理、工程管理、安全管理等）

#### 4) 予備費

本案件に関する予備的経費の計上について、機構がその要否を検討するために、現地調査等を通じ以下のリスク情報を収集・分析し、これを機構に提供する。

- ア) 経済状況、市場変化にかかるリスク（インフレ率等）
- イ) 工事量変動にかかるリスク
- ウ) 自然条件にかかるリスク（洪水、降雪等）
- エ) 現地政府のガバナンスにかかるリスク
- オ) 治安状況にかかるリスク

#### (18) 想定される事業リスクの検討

事業実施中、事業実施後に想定される各種リスクを特定し、対応策（リスクの管理や軽減策）を検討する。特に事業実施中のリスクについては、それらをコントロールする手法について検討する。また、事業実施後に想定されるリスクの軽減策については、詳細設計やソフトコンポーネントでの対応によるリスク軽減策等、ハード面、ソフト面の双方について検討する。

#### (19) プロジェクトの評価

プロジェクトの評価を妥当性と有効性に分類して整理する。有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標を設定し、プロジェクト完成後約3年をめぐりとした目標年の目標値を設定する。

なお、本事業については、定量的指標として、①世帯収入（含む仕送り等の農外所得）、②道路移動時間、③水汲み時間、④女性の就労時間（家事以外）、⑤給水率、⑥農業機械化面積等を想定しているが、必要に応じて適切な指標を提案する。

#### (20) 準備調査報告書（案）の作成

上記調査結果を準備調査報告書（案）として取り纏め、その内容について JICA と協議する。

#### (21) 本邦企業への説明

本邦企業（OCAJI 等の業界団体）へ事業概要、サイトの状況、自然条件、現地調達事情といった、事業実施に重要な事項を説明し、企業側の関心状況を把握する。

### <現地調査Ⅲ>

#### (22) 準備調査報告書（案）の説明・協議

上記準備調査報告書（案）をミャンマー政府関係者等に説明し、内容を協議・確認する（概略事業費を含む）。特に、プロジェクト実施における維持管理体制の整備や環境社会配慮など、相手国側によるプロジェクトの技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・協議する。

## <国内整理>

### (23) 準備調査報告書等の作成

ミャンマー政府関係者等への準備調査報告書（案）の説明・協議を踏まえ、以下の成果品を作成する。

- 1) 概略事業費（無償）積算内訳書
- 2) 概要資料
- 3) 準備調査報告書
- 4) 機材仕様書
- 5) デジタル画像集
- 6) 進捗報告書（Project Monitoring Report）の初版
- 7) 国別免税情報シート（和・英）

## 7. 成果品等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、(5)から(10)を成果品とする。

なお、以下に示す部数は、JICAへ提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

- |  |   |
|--|---|
| (1) 業務計画書                                | : 和文 3 部  |
| (2) インセプション・レポート                         | : 英文 20 部   |
| (3) 現地調査結果概要 I・II                        | : 和文 8 部（各）   |
| (4) 準備調査報告書（案）                           | : 和文 8 部<br>: 英文 20 部                                   |
| (5) 概略事業費（無償）積算内訳書                       | : 和文 2 部  |
| (6) 機材仕様書                                | : 和文 3 部<br>: 英文 5 部                                    |
| (7) 概要資料                                 | : 和文 1 部及び CD-R 1 枚<br>(※完成予想図を含む。)                     |
| (8) 準備調査報告書                              | : 和文（製本版） 8 部及び CD-R 1 枚<br>(※完成予想図を含む。)                |
|  | : 英文（製本版） 20 部及び CD-R 3 枚<br>: 和文（簡易製本版） 2 部及び CD-R 1 枚 |
| (9) デジタル画像集                              | : CD-R 2 枚（デジタル画像 40 枚程度）                               |
| (10) 進捗報告書（Project Monitoring Report）の初版 | : 英文 3 部  |

注1) (1) 業務計画書については、共通仕様書第6条に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。

注2) (5) については「施設・機材等調達方式（現地企業活用型）に係る概略事業費積算マニュアル（試行版）（2015年11月）」、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）（2009年3月）」及び同マニュアルの補完編・機材編（2016年4月）を、その他については「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン（2015年4月改訂版）」を参照することとする。

注3) 準備調査報告書（和文：製本版）には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。このため、本調査完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として準備調査報告書（和文：簡易製本版）を作成す

る。

注4) 報告書類の印刷、電子化(CD-R)については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン(2010年3月)」を参照する。

注5) 特に記載のないものはすべて簡易製本(ホッチキス止め可)とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

### 第3 業務実施上の条件

#### 1. 業務工程計画（案）

2017年6月下旬より第一回現地調査を行い、2017年8月上旬～9月上旬に第二回現地調査、その後、国内解析（積算審査に要する期間を含む）を実施し、2018年2月に第三回現地調査（報告書案説明）を実施することを想定する。2018年4月下旬までに成果品を作成・提出する。なお、工程計画は、例えば、第一回現地調査と第二回現地調査をまとめて実施するなど、9月中旬までに現地調査Ⅱの業務を終えることを条件に、プロポーザルで提案すること。

項目	時期	2017 6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	2018 1月	2月	3月	4月
(概略設計調査)												
事前準備		□										
現地調査Ⅰ		■										
国内解析Ⅰ			□									
現地調査Ⅱ			■	■								
国内解析Ⅱ					□	□	□	□	□			
概略設計ドラフト説明(DOD)										■		
国内整理											□	
概略設計概要資料提出												△
最終報告書提出												▲

#### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 調査人月：約34.3M/M（通訳除く）

##### (2) 業務従事者の構成（案）

- 1) 総括／農村開発（2号）
- 2) 道路設計
- 3) 橋梁設計（3号）
- 4) 道路維持管理機材
- 5) 給水計画
- 6) 給水設計
- 7) 農業機械
- 8) 灌漑設計

- 9) 水文・水資源
- 10) 自然条件調査
- 11) 調達事情調査／施工計画・積算（3号）
- 12) 環境社会配慮／社会経済調査

注) 業務従事者の構成は上記を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な構成がある場合、プロポーザルに含めて提案すること。

### (3) 通訳

本調査には通訳（ミャンマー語）を必ず配置すること。ただし、経費は直接費のみとする。

また、日本から参团する通訳団員に加え、現地での通訳備上も必要に応じ認める。備上を希望する場合は、必要経費を見積書に記載すること。

## 3. 配布資料等

予備調査報告書：<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000030366.html>

サブプロジェクトショートリスト、自然条件調査仕様書

## 4. JICA からの参加団員の構成と現地調査行程（案）

### (1) 第一回現地調査

#### 1) 団員構成：総括（JICA）

協力企画（JICA）

コンサルタントからは、総括／農村道路、農村開発団員の参团を想定。

#### 2) 調査行程：約 14 日間

3) 目的：相手国関係機関との協議及び現地調査を通じて本事業の内容を検討し、双方の合意事項などに関するミニッツを取りまとめる。

### (2) 第三回現地調査（報告書案説明）

#### 1) 団員構成：総括（JICA）

協力企画（JICA）

コンサルタントからは、総括／農村道路、施工計画・積算、農村開発団員の参团を想定。

#### 2) 調査行程：約 7 日間

3) 目的：準備調査報告書（案）について、双方の合意事項などに関するミニッツを取りまとめる。

## 5. 現地再委託

現地再委託を想定している以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタントに再委託して実施することができる。

- (1) 気象調査
- (2) 地形測量
- (3) 地質調査
- (4) 地盤調査
- (5) 水文調査

## (6) 社会経済調査

現地再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン(2012年4月)」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行う。現地再委託を行う場合には、プロポーザルで現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き(見積書による価格比較、入札等)、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

なお、これらの調査に要する経費については、別見積もりとする。

## 6. その他の留意事項

### (1) 無償資金協力事業の実施体制

本事業の実施が我が国一般プロジェクト無償として実施される場合、JICAは本調査を実施した本邦コンサルタントを実施設計及び施工監理を実施するコンサルタントとして、先方政府に推薦することを想定している。

実施設計・施工監理体制に関する提案は、プロポーザル作成の時点で想定される業務内容、作業計画および要員計画をプロポーザルに記載する。その際、「プロポーザルの作成要領」の様式-5および様式-6を準用した表を添付する。

### (2) 業務主任の総括団員への同行

現地調査に関し、業務主任及び日本から参团する通訳団員は、総括団員滞在期間中原則として総括団員の調査に同行することとするが、その他の団員は業務の効率を考慮し、別行動での調査実施を妨げない。

### (3) 社会状況調査に係るローカルコンサルタントの配置

社会状況調査については必要に応じてローカルコンサルタント等の現地備上を認めるので、その場合には、その旨をプロポーザルに記載し、本見積もりに含める。

### (4) 安全管理

現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICA事務所、在ミャンマー日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、現地の治安状況、移動手段について同事務所と緊密に連絡をとり、安全対策について了解を取るよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

### (5) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。

以上